

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第8回）議事録

■日時 令和8年1月23日（金） 午後1時30分～午後1時53分

■場所 対面及びオンラインの併用

### ■出席委員

片谷会長、山下部会長、飯泉委員、尾崎委員、玄委員、高橋委員、水本委員、山口委員、横田委員

### ■議事内容

環境影響評価書案に係る総括審議

（1）（仮称）府中朝日町商業施設計画【4回目】

⇒ 【騒音・振動】に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

（2）世田谷清掃工場建替事業【5回目】

⇒ 【大気汚染】に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和7年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第一部会（第8回）  
速記録

令和8年1月23日（金）  
対面及びオンライン併用

(午後 1 時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は東京都環境影響評価審議会第一部会に御出席いただきありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の藤間が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局より御報告申し上げます。現在、委員12名のうち9名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 山下です。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○山下部会長 それでは、ただいまから、令和7年度東京都環境影響評価審議会第8回第一部会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に係る総括審議、第2に「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る総括審議となります。

それでは、次第1の「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

本事業の審議につきましては、4回審議予定の4回目となります。

本日は事業者の出席はございません。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。内容確認後、引き続き、前回委員の皆様から挙げていただいた総括審議候補事項について審議経過としてまとめた資料を説明していただきます。

それでは、前回の審議内容について、事務局から資料の説明をお願いします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料3ページの資料1-1を御覧ください。

資料1-1は、前回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに騒音・振動、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス、その他の順序で取りまとめており、12月部会の意見等は合計5件ございます。

前回の指摘、質問事項等は、取扱い欄に前回の日付として「12/18」と記載してございます。

また、前回で総括審議事項に取り上げるとしたものについては、右の取扱い欄に「総括審議事項へ」と記載してございます。

要約して内容を御説明いたします。

史跡・文化財の番号3でございます。「地図や図面とともに、協議の経緯についてもアセス逃れと取られないように丁寧に記録をしてもらいたい」との意見がございました。事業者からは「地下掘削の図面等は評価書で追加していくが、今までの流れも含めてどのような形で示すかは東京都とも相談しながら検討していきたい」との回答がございました。

続きまして、温室効果ガスの番号3でございます。「営業時間の状況」について質問がございました。事業者からは「営業時間がどうなるかは、どんな店舗が入るかにもよるのでまだ検討中であり、今答えられる範囲として一番長い時間で評価を行っている。評価書までに示すことは難しいので、事後調査報告の際に低減策も含めて示したい」との回答がございました。委員からは「エネルギーだけでなく、周辺環境も含めて影響があるので、事後報告でぜひ報告をお願いしたい」との意見がございました。

その他として、道路交通事情につきまして、また、太陽光の反射及び今後の住民説明のスケジュールについて質問がございました。

資料1-1の説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました資料1-1、前回の審議内容について修正などがございましたらお願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

資料1-1の修正等はございませんでしょうか。

(無し)

○山下部会長 特に御意見がないようですので、これから総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料13ページの資料1-2を御覧ください。

資料 1 - 2 は、環境影響評価書案について、第 1 として部会での審議経過と、第 2 として審議の結果を記載してございます。

読み上げます。

「（仮称）府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価書案について（案）

## 第 1 審議経過

本審議会では、令和 7 年 6 月 30 日に「（仮称）府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現況において休日・夜間の環境基準を上回る地点があり、また、関連車両の走行により交通量が増加することで、休日・昼間の環境基準を上回る地点が生じることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

次ページの付表につきましては省略いたします。

資料 1 - 2 の説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいまの審議結果について環境影響評価項目の担当委員から補足することがございましたら、どうかお願いいたします。

高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 第一部会で騒音・振動を担当しております高橋です。

今読み上げていただいたとおりの内容です。特に補足という点はないですが、予測以前に、現況において休日・夜間で環境基準を上回っているところがあることに加えて、休日・昼間についても予測値として環境基準を上回ってしまう点がある。それから、環境基準を上回らない地点を含めても全体的に騒音のレベルが上昇してしまうということも考え併せて、こういう意見を出させていただきました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御発言がございましたら、どうかお願いいたします。

いかがでしょうか。

(無し)

○山下部会長 特にこれ以上の御発言がございませんようですので、本件の総括審議を終了いたします。

ただいま説明がありました内容で、次回の総会に報告いたします。

続きまして、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

本事業の審議につきましては、5回審議予定の5回目となります。

本日は事業者の出席はございません。

本日の進め方ですが、先ほどの「(仮称)府中朝日町商業施設計画」と同様に進めたいと思います。

それでは、前回の審議内容について、事務局から資料の説明をお願いします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、15ページの資料2-1を御覧ください。

資料2-1は過去の部会の記録に加え、12月部会における審議の内容を追加したものとなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景観・その他(緑化計画)、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガス、その他の順序で取りまとめており、12月部会の意見等は合計4件ございました。

前回の指摘、質問事項等は取扱い欄に前日の日付として「12/18」と記載してございます。また、前回で総括審議事項に取り上げるとしたものについては、右の取扱い欄に「総括審議事項へ」と記載してございます。

要約して内容を御説明いたします。

景観・その他(緑化計画)の番号1でございます。「計画地南側は『美術館通り』となっており、市民にとって美術館への入り口という意味もあるので、設計施工の際はアプローチ性にも考慮してもらいたい」との意見がございました。事業者からは「世田谷区の風景づくり条例の基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和が取れた景観とするように計画している」との回答がございました。

続きまして、史跡・文化財の番号1でございます。「既存建物のため試掘が難しいこと

は理解したが、期間も十分に取れないとの発言があったので、発見時は適切に対応する方針で問題ないか確認したい」との質問がございました。事業者からは「埋蔵文化財が出土した際には、適切に対応したい」との回答がございました。

続きまして、温室効果ガスの番号1の補足説明でございます。都市ガス使用を伴うCO<sub>2</sub>排出量及びCO<sub>2</sub>合計削減量について訂正報告がございました。

その他（事業計画）の番号2として、「太陽光パネルの設置場所と反射高の影響」について質問がございました。事業者からは「現段階では東側断面図の約140mと下を書いてあるその上の部分に載せる計画であるが、詳細は事業者が決まってからとなる。工場の南側は砧公園で住民がほとんどいないが、意見があれば適切に対応していきたい」との回答がございました。

資料2-1の説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました資料2-1、前回の審議内容について修正などがございましたら、お願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

資料2-1、前回の審議内容について修正等はございませんでしょうか。

片谷会長、お願いいたします。

○片谷会長 特に意見がというわけではないですが、この種の案件ですとしばしば、近隣にお住まいの方々からネガティブな御意見が出やすい種類の案件ですので、近年こちらで扱うときにそういう住民の方々からの反対のような御意見は出ていないでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 東京都内におきましては、23区の清掃工場を中心にして順繰りに清掃工場建替えやリニューアルを行っておりまして、定期的に出てくるのですが、やはり都民の方からの意見は基本的に出てくる案件だと認識してございます。

○片谷会長 反対運動的な内容の活動になってしまったケースは、近年はないですか。

○藤間アセスメント担当課長 特に最近は新規で建てるというよりは、基本的に建替え事業が大半でございますので、もうそこにあるものということで。

ただ、「建替えに当たってはきちんと解体工事でいろいろ飛ばないようにしてほしい」とか、そういった意見は出てきますが、「そもそもなくしてほしい」とか、そういう意見はあまりないと認識してございます。

○片谷会長 それは住民の御理解をいただけているという解釈でよさそうですか。

○藤間アセスメント担当課長 既にある清掃工場は、今お住まいの方にとっては元からもうそこにあるものと考えていただいている都民の方が多いので、「出て行ってほしい」とか、そういう意見はあまりないかと思います。

○片谷会長 少なくとも良い傾向であることは間違いないですね。ありがとうございました。

○山下部会長 片谷会長、ありがとうございます。

また、この後、総括審議もありますので、会長を含めコメントがありましたら、この点についてもお願いしたいと思います。

戻りますが、資料2-1、事務局から説明がありました前回の審議内容について修正等、委員からは特に御意見がないようですので、総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、30ページの資料2-2を御覧ください。

資料2-2は、環境影響評価書案について、第1として部会での審議経過と、第2として審議の結果を記載してございます。

読み上げます。

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について（案）

#### 第1 審議経過

本審議会では、令和6年10月21日に「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【大気汚染】

世田谷清掃工場では、排ガス漏洩による建物内のダイオキシン類汚染が懸念されていることから、ダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うとともに、既存建築物解体時における粉じん飛散防止対策について徹底を図ること。

付表につきましては省略いたします。

資料 2 - 2 の説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

審議結果について私から補足を申し上げます。

ただいま片谷当審議会会長から御意見のありましたところですが、大気汚染に関する点でございます。

本件評価書案については、ただいまの審議内容の資料及び説明のとおりです。

補足というのは、本件の世田谷清掃工場では過去にダイオキシン類を含む排ガスの漏洩事故があり、「都民の意見を聴く会」においても工場等の解体でダイオキシン類に汚染された粉じんが飛散するのではないかと危惧する意見が述べられるなど、本件建替事業に対して住民が不安を抱いているということもまた確かです。

世田谷清掃工場は近隣住宅地、公園に近接する立地にあり、本事業を行うに当たってはこれら住民が抱く不安について十分に留意していただき、粉じん対策の徹底と施工時の安全性の確保について住民に対する十分な説明を果たしていただきたいということで、このような案文とさせていただきました。

補足については以上です。

大気汚染担当の速水委員は本日御欠席でございますが、本審議結果について御意見は事務局で預かっておりますでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 審議結果につきまして、速水委員からは特に異論はない旨確認してございます。

○山下部会長 承知いたしました。

ただいま述べました説明以外に御発言等がございましたら、ぜひお願いいたします。

当然ですが、先ほど片谷会長から御意見のありました点につきましては、十分留意をして取り扱いたいと考えております。

○片谷会長 ありがとうございます。

やはり情報が十分に伝わらないと、誤解に基づくような御意見が事務局に送られてきたりすることもあり得ますので、「現状こうなっていて、今問題となるような汚染レベルにはなっていない」というようなことは、きちんと案件ごとにアナウンスしておくように、事務局からしていただくのが一番よろしいかと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。評価書案に沿った予測評価を徹底して行うとともに、

近隣住民に対しては丁寧な説明をし、情報の周知に努めていただきたいという御意見と承りました。ありがとうございます。

そのほかに御意見、御発言等はありませんか。どんな点でもお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

(無し)

○山下部会長 それでは、これ以上の御発言はないようでございますので、本件の総括審議を終了いたします。

ただいま説明がありました内容で次回の総会に報告いたします。

総括審議、ありがとうございました。

それでは、最後に「その他」ですが、何かございますでしょうか。

(無し)

○山下部会長 特にございませんので、これをもちまして本日の第一部会を終了いたします。  
皆様にはどうもありがとうございました。

それでは、ここで傍聴人の方は退出ボタンを押して御退室ください。

(傍聴人退室)

(午後 1 時 53 分 閉会)